

1. 件名：「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和3年8月23日(月) 13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、高梨安全審査
専門職、河原崎安全審査専門職
日本原燃株式会社
濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他5名
5. 議事概要
 - (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、今後申請予定の設工認申請におけるシリンダの取扱いについて、当日提出資料に基づき説明があった。
 - (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・日本原燃においては、新規制基準適合に係る設工認分割第5回申請及びシリンダの用途変更に係る設工認の変更認可申請について、それぞれ以下の点を整理して、申請書及び補足説明資料に反映すること。
 - ① 新規制基準適合に係る設工認分割第5回申請
 - 型式ごとにシリンダの仕様表を統合する際のシリンダの名称
 - シリンダの最大貯蔵本数の記載を貯蔵室での記載事項として整理することの仕様表、許可整合性説明書等での明確化
 - シリンダの定期事業者検査等での施設管理の方法
 - ② シリンダの用途変更に係る設工認の変更認可申請
 - 申請項目のうち、加工規則に照らし「変更に係る」とされている項目(設計及び工事の方法、工事工程表及び品質マネジメントシステム)の記載の考え方
 - 変更前後で記載する際の変更のない事項についての取扱い
 - 変更認可申請で適用した品質マネジメントシステムと既認可の工事において用いた品質マネジメントシステムの適用範囲の明確化
 - 許可整合性説明書でのシリンダの最大貯蔵本数に関する取扱いの明

確化

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「濃縮加工施設における廃品シリンダ等の取り扱いについて」